

電気通信大学（調布）共創進化棟（仮称）整備運営事業

基本協定書（案）

令和7年8月1日

国立大学法人電気通信大学

電気通信大学（調布）共創進化棟（仮称）整備運営事業 基本協定書（案）

電気通信大学（調布）共創進化棟（仮称）整備運営事業（以下「本事業」という。）に関し、発注者たる国立大学法人電気通信大学（以下「甲」という。）と、●、●及び●を構成員とし、●を代表とする民間事業者グループ（以下「乙」という。またその代表を「乙の代表企業」といい、その構成員と併せて「乙の構成員」という。）との間で、以下のとおり基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本基本協定は、本事業に関し乙が落札者として決定されたことを確認し、本施設事業（電気通信大学（調布）共創進化棟（仮称）（以下「本施設」という。）の施設整備業務、維持管理業務及び運営業務（本施設のうち、大学ー地域・企業連携スペース等の運営支援業務、ラーニングカフェ等の運営業務及び事業者提案による運営業務のことをいう。以下同じ。）、東11号館事業（東11号館の維持管理業務のことをいう。以下同じ。）及び民間付帯施設事業（民間付帯施設の施設整備業務、維持管理業務、運営業務及び解体撤去業務のことをいう。以下同じ。）並びに以上に係る資金調達及びこれらに関連付随する事項に関する契約（以下「事業契約」という。）を、乙の設立する本事業の遂行者（以下「事業予定者」という。）と甲とが締結することに向けて、甲及び乙の義務を定めるものとする。

（当事者の義務）

第2条 甲及び乙は、事業予定者と甲とが締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応しなければならない。

2 乙は、事業契約締結のための協議においては、本事業の事業者決定手続における「共創進化棟（仮称）整備運営事業審査委員会」及び甲の要望事項を尊重しなければならない。

（事業予定者の設立）

第3条 乙は、本基本協定締結後、第6条に定める事業契約の締結までに、事業予定者を会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含む。）上の株式会社として適法に設立し、その商業登記簿謄本を甲に提出するものとする。

2 前項の場合、乙の構成員は、必ず事業予定者に出資しなければならず、乙の構成員が保有する議決権の合計割合は、事業予定者の総株主の議決権の50%を超えるものとする。

（株式の譲渡等）

第4条 乙の構成員は、事業契約に規定する事業予定者の義務の履行が終了するまでの間、甲の事前の書面による承諾を得た場合を除き、その保有する事業予定者の株式を譲渡し、担保権を設

定し又はその他の一切の処分を行ってはならない。

- 2 乙の構成員は、前項の甲の承諾を得て事業予定者の株式を譲渡する場合、他の乙の構成員とともに、株式数の変動後の別紙1記載の様式及び内容の出資者保証書を提出するとともに、譲受人が乙の構成員以外の者であるときは、当該譲受人から、別紙2記載の様式及び内容の誓約書を予め甲宛に提出させるものとする。
- 3 乙の構成員は、第1項の甲の承諾を得て事業予定者の株式に担保権を設定した場合には、担保権設定契約書の写しをその締結後速やかに甲に提出するものとする。

(業務の委託、請負)

- 第5条 乙は、事業予定者をして、本施設の施設整備業務のうち設計業務を●に、建設業務を●に、工事監理業務を●に、本施設の維持管理業務を●に、及び本施設の運營業務を●に、それぞれ委託し又は請け負わせるものとする。また、乙は、事業予定者をして、東11号館の維持管理業務を●に、民間付帯施設事業に係る業務を●に委託し又は請け負わせるものとする。
- 2 乙は、事業契約が甲と事業予定者との間で締結された後、速やかに、前項に定める本施設の施設整備業務、維持管理業務及び運營業務、東11号館の維持管理業務並びに民間付帯施設事業に係る業務を委託し又は請け負わせる者と事業予定者との間で、各業務に関する業務委託契約又は請負契約若しくはこれらに代わる覚書等を締結せしめるものとし、速やかに、当該契約書若しくは覚書等の写し等、各業務を委託し若しくは請け負わせた事実、又は、委託し若しくは請け負わせることを約した事実を証する書面を、甲に提出しなくてはならない。
 - 3 乙は、第1項に基づき事業予定者から本施設の施設整備業務、維持管理業務及び運營業務、東11号館の維持管理業務並びに民間付帯施設事業に係る業務を受託し又は請け負った者をして、当該者が受託し又は請け負った業務を誠実に実施させなければならない。

(事業契約)

- 第6条 甲及び乙は、本基本協定締結後、令和8年3月中旬を目途に、事業予定者と甲との間で、事業契約を締結せしめるものとする。
- 2 甲及び乙は、事業契約締結後も、本事業の実施のために互いに協力しなくてはならない。
 - 3 乙の構成員は、事業予定者と甲との間で事業契約が締結された後、速やかに別紙1の様式による出資者保証書を作成して甲に提出するとともに、事業予定者の株式を保有する乙の構成員以外の者から、別紙2の様式による誓約書を徴求して甲に提出しなければならない。

(準備行為)

- 第7条 乙は、事業契約締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業の実施に関し必要な準備行為を行うことができ、甲は、必要かつ相当な範囲で、かかる行為に協力しなければならない。
- 2 前項の甲の協力の結果は、事業契約締結後においては、事業予定者が速やかにこれを引き継ぐものとする。

(事業契約不調の場合の処理)

第8条 事業予定者又は乙の責めに帰すべき事由により事業契約の締結に至らなかった場合、甲は違約金として、入札金額の100分の5に相当する金額を乙に請求することができる。ただし、甲に違約金を超える損害が生じた場合には、甲は、違約金とは別に、その超える額を乙に対して損害賠償請求することができる。

2 甲の責めに帰すべき事由により事業契約の締結に至らなかった場合、甲は、乙が落札者として決定されて以降に本事業の準備のために支出した費用を合理的な範囲で負担するものとする。

3 甲及び乙の責めに帰すべき事由によることなく、事業契約の締結に至らなかった場合、甲及び乙が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係が生じないものとする。

4 事由の如何を問わず、事業予定者と甲との間で事業契約の締結に至らなかった場合、乙は、公表済みの書類を除き、本事業に関して甲から交付を受けた資料及びその複写物をすべて返却し、また、本事業に関して甲から交付を受けた資料を基に作成した文書、図面、電磁的記録及びその複写物をすべて破棄しなければならない。

(秘密保持)

第9条 甲と乙は、本基本協定に関する事項につき知りえた情報について、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示しないこと及び本基本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。但し、本基本協定締結の前に既に自ら保有していた場合、本基本協定締結の前に既に公知であった場合、本基本協定に関して知った後に自らの責めによらずして公知になった場合、本基本協定に関して知った後に正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した場合、裁判所により開示が命じられた場合、法令等に基づき開示する場合、乙が本事業の実施に関し必要な準備行為又は本事業に関する資金調達を図るために合理的に必要なものとして乙と同様の守秘義務を負わせた上で開示する場合は、この限りではない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第10条 本基本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本基本協定に関する一切の紛争については、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協定の有効期間)

第11条 本基本協定の有効期間は、本基本協定締結の日から事業契約に定める本事業の終了日までとする。ただし、事業契約の締結に至らなかった場合は、当該締結に至る可能性がないと甲が判断して乙の代表企業に通知した日までとする。

2 本基本協定の有効期間の終了にかかわらず、第8条、第9条及び第10条の規定の効力は存続するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、乙は、事業契約に規定する事業予定者の義務の履行が終了するまでの間、本事業の終了日以降も事業予定者を存続させるものとする。

(以下余白)

以上を証するため、本基本協定書を●通作成し、甲及び乙の構成員がそれぞれ記名押印の上、甲及び乙の構成員が各自 1 通を保有する。

令和●年●月●日

甲 東京都調布市調布ヶ丘一丁目 5 番地 1
国立大学法人電気通信大学
契約責任者 理事 大月 光康

乙 ●
(構成員・代表企業)
【所在地】
【会社名】
【代表者氏名】
(構成員)
【所在地】
【会社名】
【代表者氏名】

別紙1 出資者保証書の様式

令和●年●月●日

国立大学法人電気通信大学 御中

出資者保証書

国立大学法人電気通信大学（以下「大学」という。）及び〔 〕（以下「事業者」という。）との間で、令和8年3月●日付で締結された電気通信大学（調布）共創進化棟（仮称）整備運営事業事業契約（以下「本契約」という。）に関して、●会社、●会社及び●会社（以下「当社ら」と総称します。）は、本日付をもって、下記の事項を大学に対して誓約し、かつ、表明・保証いたします。なお、特に明示のない限り、本出資者保証書において用いられる語句は、本契約において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 事業者が、令和●年●月●日に、会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含む。）上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
- 2 (1) 本日時点における事業者の発行済株式総数は●株であること。
(2) 当社らの保有する事業者の株式の総数は●株であり、そのうち●株は●会社が、●株は●会社が、●株は●会社がそれぞれ保有すること。
(3) 当社ら以外の者が保有する事業者の株式の総数は●株であり、そのうち●株は●会社が、●株は●会社が、●株は●会社がそれぞれ保有すること。
- 3 事業者が、本事業の実施に必要な資金調達を行うことを目的として、当社らが保有する事業者の株式の全部又は一部を金融機関に対して譲渡し、又は同株式に担保権を設定する場合、事前に、その旨を大学に書面により通知し、大学の書面による承諾を得ること。この場合、担保権設定契約書の写しを、契約締結後速やかに大学に提出すること。
- 4 前項に規定する場合を除き、当社らは、本契約に規定する事業者の義務の履行が終了するまでの間、事業者の株式を保有するものとし、大学の事前の書面による承諾がある場合を除き、当該株式を譲渡し、担保権を設定し又はその他一切の処分（当社らの一部の者に対して、当社らが保有する事業者の株式の全部又は一部の譲渡、担保権の設定又はその他一切の処分をする場合を含む。）を行わないこと。

以 上

【所在地】

【会社名】

【代表者氏名】

【所在地】

【会社名】

【代表者氏名】

【所在地】

【会社名】

【代表者氏名】

別紙2 誓約書の様式

令和●年●月●日

国立大学法人電気通信大学 御中

誓約書

国立大学法人電気通信大学（以下「大学」という。）及び〔 〕（以下「事業者」という。）との間で、令和8年3月●日付で締結された電気通信大学（調布）共創進化棟（仮称）整備運営事業事業契約（以下「本契約」という。）に関して、当社は、下記の事項を大学に対して誓約し、かつ、表明及び保証いたします。なお、特に明示のない限り、この誓約書において用いられる語句は、本契約において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 本日現在、当社が保有する事業者の株式の数は、●株であること。
- 2 当社が保有する事業者の株式を譲渡し、担保権を設定し又はその他の一切の処分をする場合、事前に、その旨を大学に書面により通知し、大学の書面による承諾を得ること。
- 3 当社が保有する事業者の株式を譲渡する場合、事前に、譲受予定者からこの誓約書と同じ株式の誓約書を徴求し、甲に提出すること。

以上

【所在地】

【会社名】

【代表者氏名】

担当部局
国立大学法人電気通信大学総務部施設課施設企画係 所在地：〒182-8585 東京都調布市調布ヶ丘1-5-1 電話：042-443-5052（ダイヤルイン） アドレス：uec-shisetsu@office.uec.ac.jp ※ 入札説明書等の内容に関して、電話及びメールによる直接の質問は受け付けない。